

伊賀市環境基本計画

概要版

～いまがんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」



地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念のもと、市民・市民団体・地域・事業者・行政などが一体となり、本市の持続可能な社会の実現をめざします。



令和5年3月
伊賀市



計画の策定背景

近年、地球規模で、地球温暖化による異常気象の発生、マイクロプラスチックによる海洋汚染などの新たな環境問題が顕在化してきました。

これらの新たな環境問題に対応するため国連等を中心に国際的な取り組みが行われており、近年の急速な気温上昇に伴う気候変動を抑制するため、1997（平成9）年に採択された「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意として、2015（平成27）年に、パリで開催された COP21 で「パリ協定」が採択されました。また、2015（平成27）年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」）が掲げられました。

国は、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、SDGsの考え方を取り入れ、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するというアプローチとともに、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を示しました。

三重県は、2012（平成24）年に環境保全に関する「三重県環境基本計画」を策定し、SDGsの考え方を取り入れ、目標年度を2030（令和12）年度とし、Ⅰ.低炭素社会の構築、Ⅱ.循環型社会の構築、Ⅲ.自然共生社会の構築、Ⅳ.生活環境保全の確保を通して環境・経済・社会の統合的向上をめざすこととしています。（スマート社会みえ）

伊賀市（以下「本市」）では、これまで「伊賀市環境基本計画」（2007（平成19）年度～2015（平成27）年度）（以下「前計画」）を策定し、本市の良好な環境維持に取り組んできましたが、温室効果ガスであるCO₂の排出量は、現状維持となっています。

地球温暖化など新たな環境問題に対応することや、現状良好である大気、水環境、騒音・振動などの環境を維持していくために、本市では、新たに「伊賀市環境基本計画」（2023（令和5）年度～2030（令和12）年度）（以下「本計画」）を策定することとしました。

本市は、趣のある伊賀上野城を中心とした市街地と、その周りには農村地帯と里山があり、都市と自然が調和する魅力的な街です。この魅力ある本市の自然や地域の環境を次世代に引き継いでいくことは、私たち市民の責務です。また、今回新たに本計画を策定し、地域の課題に取り組むことで、かけがえのない地球環境の保全という国際社会の一員としての責務を果たせるように努めます。

また、SDGsの視点を取り入れ、市民、市民団体、地域、事業者、行政などが一体となり取り組むことで、本市が持続可能な社会を実現できることをめざします。

なお、本市は、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村と3府県を跨ぐ木津川流域の近隣自治体と「伊賀・山城南・東大和定住自立圏（伊賀城和定住自立圏）」を形成していることから、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取り組みを進めていく「地域循環共生圏」の推進として、「流域圏SDGs」の視点を取り入れます。



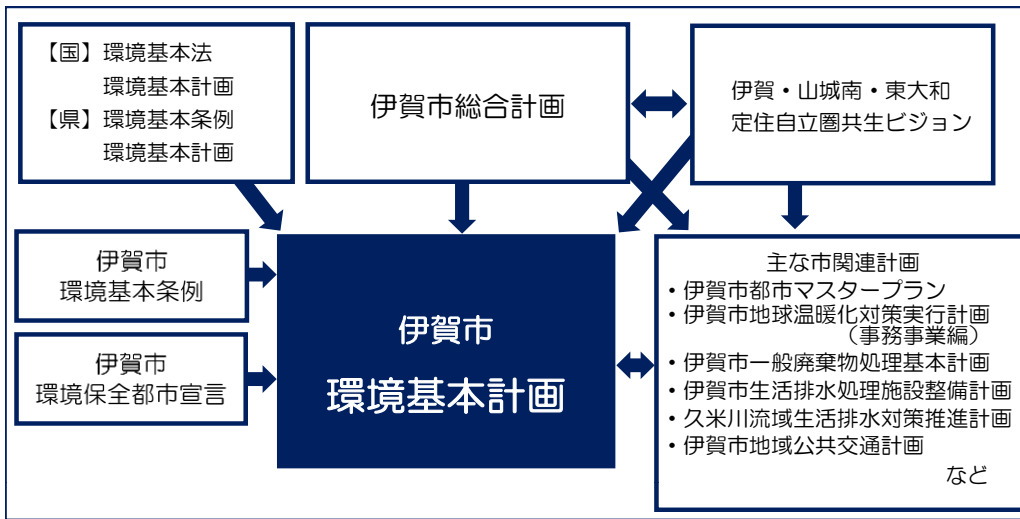
■伊賀・山城南・東大和定住自立圏

計画の位置づけと計画期間

本計画は、「伊賀市環境基本条例」（2004（平成16）年11月1日制定）に基づき、その基本理念を具体化する目的で策定しました。また、本市の「環境保全都市宣言」の理念に基づき、豊かな自然環境に恵まれた安全で快適な生活ができる環境を、長期に亘り確保するとともに、循環型の環境に配慮したまちづくりの推進や持続可能な社会の実現をめざします。

また、本計画は、本市のまちづくり全体の指標となる「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」（2021（令和3）年6月策定）（以下「総合計画」）に基づいており、「総合計画」が示す将来像『ひとが輝く地域が輝く』伊賀市の実現を環境分野からめざします。

計画の期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とし、計画の達成状況などにより見直しを行います。



■計画の位置づけ

2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度	2030 (R12) 年度
							伊賀市環境基本計画 計画の8年間の間に必要に応じて計画の見直し							
SDGs														
パリ協定														
三重県環境基本計画				三重県環境基本計画										
伊賀市地球温暖化 対策実行計画						伊賀市地球温暖化 対策実行計画								

■各計画の期間

望ましい環境像と実践すべき環境行動

国の環境基本計画には「私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共存する知恵や自然観を培ってきた。」とあります。そして、このような伝統も踏まえ、最新の科学技術も最大限に活用しながら、環境政策を通じ「持続可能な社会」を構築していく「未来志向の捉え方」が必要であるとしています。

本市は、俳聖松尾芭蕉の生誕の地として知られています。芭蕉の俳諧の理念である「不易流行」とは、「変わらないものの中に新しい変化を取り入れていくこと」とされていますが、先人から引き継いだかけがえのない地域の特色豊かな環境を、現代の私たちの知恵と努力で未来につなぐため今こそ頑張る時だと考え、「望ましい環境像」と「6つの基本目標」を設定しました。



松尾芭蕉

☆伊賀市らしさを活かしたローカル SDGs がめぞす「望ましい環境像」☆

～いまがんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

基本
目
標

1 地球環境 気候変動への対応等による地球環境の保全



2 資源循環 持続可能な資源循環の推進



3 豊かな自然 豊かな自然と生物多様性の保全



4 生活環境 安心・安全に暮らせる生活環境の確保



5 文化環境 歴史・文化を暮らしに活かす文化環境の確保



6 環境教育 環境教育・環境学習の推進



すべての目標達成のためには、環境教育が重要な要素となります

1 地球環境・・・気候変動への対応等による地球環境の保全



市民・市民団体・地域・事業者・行政の各主体が温室効果ガスの排出抑制等に
取り組むとともに、地球環境問題に関する情報提供や啓発を行います。

基本施策

(1) 温室効果ガス削減

- 施策 1 温室効果ガスの排出抑制
- 施策 2 再生可能エネルギーの推進
- 施策 3 自家用車利用の抑制等の促進
- 施策 4 情報通信技術等を活用した
持続可能なまちづくりの推進

(2) 気候変動への適応

- 施策 1 防災対策の維持
- 施策 2 気候変動に係る啓発



実践すべき環境行動

市民・市民団体

- ・生活スタイルを見直し、夏季等の熱中症予防等に配慮しつつ、省資源・省エネルギーに努める。
- ・「ごみ分別アプリ」を活用する。など



アイコン画像
ごみ分別アプリ

地域（住民自治協議会等）

- ・緑化運動を推進する。など

事業者

- ・生産設備を購入等する際には、省エネルギー型の選定に努める。など



2 資源循環・・・持続可能な資源循環の推進



省資源・省エネルギーを押し進め、ごみの排出抑制、適正処理を徹底し、住みよい環境を守ります。

基本施策

(1) ごみ減量化の推進

- 施策 1 ごみの排出抑制

(2) リサイクルの推進

- 施策 1 リサイクルの促進
- 施策 2 リサイクル施設の整備

(3) ごみの適正処理の推進

- 施策 1 一般廃棄物の適正処理の推進
- 施策 2 産業廃棄物の適正処理の推進
- 施策 3 不法投棄の防止



実践すべき環境行動

市民・市民団体

- ・再利用を行いごみの減量を行う。
- ・ごみを排出する際には分別を徹底する。など

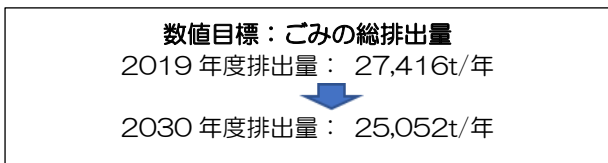
地域（住民自治協議会等）

- ・環境パトロールを実施する。など



事業者

- ・廃棄物のリサイクルを促進するとともに、減容、減量に努める。など



3 豊かな自然・・・豊かな自然と生物多様性の保全



郷土の恵まれた自然の保全や身近な樹木、水辺の保全・創出、景観の保全に努めます。

基本施策

(1) 豊かな自然環境の保全

施策 1 水辺の保全

施策 2 森林の保全

施策 3 農地の保全

施策 4 「流域圏 SDGs」の取り組み



(2) 生物多様性

施策 1 希少野生動植物種の保護

施策 2 外来生物への対応

(3) 公園の整備や緑化

施策 1 公園の整備や緑化の推進

施策 2 緑化の推進



実践すべき環境行動

市民・市民団体

- ・地域環境を大切にするとともに、外来種等を絶対に放流等しない。
- ・貴重な野生動植物を捕獲・採取しない。など



地域（住民自治協議会等）

- ・クリーンウォーク等地域清掃、環境美化に努める。など

事業者

- ・開発を行う際には、法令や指導要綱を遵守する。など

数値目標：「豊かな自然環境が守られ次代へ引き継いでいる」ことについての満足度

2020 年度： 65.0%



2030 年度： 70.0%

4 生活環境・・・安心・安全に暮らせる生活環境の確保



大気汚染や水質汚濁等の防止、指導・監視の強化（伊賀市環境センターの機能充実等）を図るとともに、有害化学物質の発生抑制、適正管理、情報の提供を行い、市民が健康で安心して暮らせるまちをめざします。

基本施策

(1) 公害発生の防止

施策 1 事業所等への指導・監視の強化

施策 2 有害化学物質の適正管理の推進

施策 3 生活排水対策の推進

(2) 生活環境の保全

施策 1 土地等（空き家等）の適正管理に関する指導



施策 2 生活環境保全に係る相談

施策 3 健全な水循環の維持

実践すべき環境行動

市民・市民団体

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換し、適正な維持管理に努める。など

※単独処理浄化槽（トイレのみ）に比べ、合併処理浄化槽に変更すると汚れが 1/8 に！



地域（住民自治協議会等）

- ・悪臭・水質・騒音等の監視に努める。など

事業者

- ・有害化学物質や汚濁物質の排出抑制を図る。など

数値目標：河川水の水質汚濁に係る環境基準達成率

2019 年度： 85.7%



2030 年度： 100.0%

5 文化環境・・・歴史・文化を暮らしに活かす文化環境の確保



歴史的・文化的遺産の保全、活用等による文化環境の保全に取り組むとともに、多文化共生社会の実現及び非核・平和と人権文化の確立を進めます。

基本施策

実践すべき環境行動

(1) 文化環境の維持

施策 1 歴史的文化的施設の保全・管理と有効活用

施策 2 郷土の歴史が育んできた文化環境の保全



市民・市民団体

・歴史的文化的遺産や伝統行事等に触れ、郷土の文化や自然への理解を深めるとともに文化環境の保全に努める。など

地域（住民自治協議会等）

・文化事業の実施により、地域住民が文化芸術に触れる機会を創出する。など

事業者

・文化芸術活動への参画や支援を行い、文化振興に係る社会貢献活動や保全に努める。など

(2) 多文化共生と地域環境づくり

施策 1 多文化共生意識の醸成

施策 2 外国人住民等の地域社会への参画推進



数値目標：「歴史や文化遺産を守り、未来へと引き継いでいる」ことについての満足度

2020年度： 67.2%

2030年度： 69.0%

(3) 環境保全の基礎となる平和尊重の推進

施策 1 戦争等による環境破壊を許さない啓発事業

6 環境教育・・・環境教育・環境学習の推進



人と環境の関わりについての理解と認識を深めるための環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮した行動を取れるような人材の育成を図ります。

基本施策

実践すべき環境行動

(1) 環境教育・環境学習の充実

施策 1 環境教育・環境学習の体制づくりの推進

施策 2 小中学生向け環境教育及び大人向けの環境教育の推進

施策 3 体験型環境教育の推進

施策 4 人材の育成と活用

市民・市民団体

・資源ごみの回収、ごみクリーン活動等に積極的に参加する。など

地域（住民自治協議会等）

・環境についての研修会を開催する。

事業者

・環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集し、導入の検討を図る。など



(2) 環境保全活動への参加の啓発

施策 1 環境保全活動の体制づくりの推進

施策 2 環境保全活動に対する意識啓発

数値目標：「市の環境講座の開催数（満足度）」

2021年度：0回（-）➡ 2030年度： 4回（3.7*）

数値目標：「本市HPに掲載した啓発動画の平均視聴数（満足度）」

2021年度：0件（-）➡ 2030年度： 100回（3.7*）

※満足度評価は5段階とする。

地域別の環境配慮

本市は、城下町を中心とした市街地、市街地を取り巻く農住地や森林があり、その土地利用や自然環境の現況や特性を考慮した環境配慮も必要になります。

居住ゾーン

- ①建築物を建設する際には「伊賀市ふるさと風景づくり条例(景観条例)」を遵守し、景観に配慮します。
- ②開発に対して、自然との共生、資源循環型社会の形成等に配慮した計画に努めます。など

田園ゾーン

- ①農地の保全、管理を進めます。
- ②ため池、湿地帯等に分布する湿地性植物や水生生物の保護に努めます。また、希少動植物の保護に努めます。など

山並み・里山ゾーン

- ①放置されている森林について適切な管理をし、森林の持続的整備に努めます。
- ②豪雨時に地滑り、山崩れが無いように緑地機能回復等の治山を行います。など

推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

本計画は、市民・市民団体・地域・事業者・行政等の取り組みにより推進されます。それぞれの主体が協働して本計画を推進するにあたり、各主体は連携を強化していかなければなりません。庁内に伊賀市環境基本計画推進会議を設置し、本計画を効果的に推進するとともに、各部署と協力・連携を図ります。さらに、国・県・近隣自治体等からも十分に情報共有を図り、連携し協力していく必要があります。



■推進体制

(2) 進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル（PLAN-DO-CHECK-ACTION）に基づき、毎年度当初目標を設定し（PLAN）、取り組みを行い（DO）、年度末に取り組み成果を評価し（CHECK）、目標の見直し（修正）（ACTION）を行い次年度の目標に反映させていきます。



令和5年3月発行
発行 伊賀市人権生活環境部生活環境課
住所 三重県伊賀市四十九町 3184 番地
TEL 0595-22-9624
ホームページ URL <https://www.city.iga.lg.jp/0000011077.html>



伊賀市 HP 環境基本計画策定関連ページ